

八重児 第 1477 号
令和 4 年 1 月 27 日

認可保育園・認可外保育園・放課後児童クラブ
保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う家庭保育ご協力依頼延長について
(保育料等の日割り減免対応)

平素より、本町の保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の影響による感染急拡大もピークは過ぎつつあるとの見解もございますが、感染者数は依然として高止まりの状況となっており、町内の施設においても感染・濃厚接触者が日々発生し、厳しい現状となっております。

そのため、感染拡大防止を図ることを目的とし、家庭保育のご協力期間を延長します。ご協力よろしくをお願いします。

また、各施設を利用する際は、別添の保育申出書を各施設へご提出下さい（必要最小限の保育スタッフ配置や給食等を準備するため）。

次のような状況の場合は利用を控えて下さい。

1. 家庭内に新型コロナウイルスによる濃厚接触者、PCR 検査対象者及び体調不良の方がいる場合（家庭内の濃厚接触者が PCR 検査で陰性がわかった場合で、風邪症状等がない場合は施設利用可）
2. 園児・児童が発熱、咳、鼻水、頭痛、のどの痛みなどの風邪症状がある場合

【家庭保育のご協力の実施期間】

・令和 4 年 1 月 11 日（火）～令和 4 年 2 月 20 日（日）

【保育料】

(保育所利用料)

ご協力いただいた期間は日割りによる減免措置を行い、後日、還付等を行います。

(放課後児童クラブ保育料)

放課後児童クラブより返還した日割り保育料については、町より財政支援を行います。

※本通知は、令和 4 年 1 月 27 日時点のものであり、感染状況によっては、期間の延長や短縮等もありえますのでご了承下さい。

八重瀬町民生部児童家庭課
子育て支援班 TEL : 098-998-7163